

実証体制・内容の論点整理

平成30年10月22日

QRコード決済の実証 論点①

- 本実証の目的と効果検証の方法について。

(目的)

- 特定の地域において、キャッシュレス推進協議会で検討中の標準仕様、低廉な手数料、迅速な入金を実現することによって、どの程度店舗側の負担が減りQRコード決済の導入が増え、地域においてどの程度キャッシュレス決済が普及するのか検証する。
- 自治体・商工会議所・商工会等の協力を得た加盟店の開拓の方法がどの程度機能するのか検証する。

(効果検証)

- 現時点のQRコード決済の導入状況は特定の地域において調査中。
- QRコード決済を導入する店舗がどの程度増えたか、キャッシュレス決済の比率がどの程度向上したかについて、実証終了後にアンケート調査により検証。手数料の高い低いによる差異、QR決済が一種類か数種類かによる差異、クレカの取扱いの有無による差異なども検証。
- その際、併せて、店舗にとってQRコード決済を導入するに当たって重視したポイントを調査。

(検証結果の展開)

- (実証における手数料、支払サイトを継続する義務はないが、)実証結果を踏まえ、他の地域への展開も含め、各社が自主的に判断を行うもの。
- キャッシュレス推進協議会の「議論の原則」である、消費者、加盟店、事業者の「三方よし」の実現につなげる。

QRコード決済の実証 論点②

● 決済事業者の参加条件。



(標準仕様)

- 実証を行うQR決済の方法は、キャッシュレス推進協議会における検討状況を踏まえて判断。
- CPM(バーコード)、CPM(QR)、MPM(静的)、MPM(動的)の中から、決済事業者側・店舗側のニーズを踏まえて判断。
- 実証に参加する決済事業者は、これらの中から任意で選択(店舗に応じた方式を導入)。

(低廉な手数料・支払いサイト)

- 日本商工会議所のご意見を踏まえ、トータルとして店舗側に魅力的な内容とする。
- 具体的には、手数料1%程度+月二回の支払、手数料1.8%程度+翌日払い、など。

(ブランディング)

- 店舗側のアプリの名称、本実証を象徴するワーディング(のぼりとか?)として使用する。
- 店舗におけるアクセプタンスのロゴとしては使用しない。

QRコード決済の実証 論点③

- 店舗側の統一アプリ。



(必要性)

- 店舗側の負担を軽減するためには、CPM(QR)・MPM(動的)による決済時に店舗が使用するアプリは、決済事業者バラバラではなく、統一アプリであることが必要。
- 決済事業者のサービスニーズを踏まえれば、CPM(QR)よりもMPM(動的)のためのアプリが優先か？

(構築・運用)

- キャッシュレス推進協議会における取組に大きく関係する部分であり、協議会と調整の上、構築する者、運用する者を決定。
- 具体的には、実証に参加する共通GW事業者やその関連事業者が想定されるのではないか。

QRコード決済の実証 論点④

● 参加店舗のとりまとめ方法。

(段取り)

- 都道府県から県下の商工会議所、商工会連合会等へ協力要請を発出。
- 商工会議所、商工会連合会等から会員企業に情報提供、商工会議所等において、参加希望店舗の企業名、連絡先等のリストを作成、各決済事業者を提供。
- 各決済事業者における加盟店審査の結果を踏まえ、参加店舗の契約をとりまとめ・契約を管理。

(契約)

- 協議会における標準契約の検討状況を踏まえ、実証用の一括契約？のひな形を用意。
- 契約の方法は、Webサイトで登録／紙の契約書の両方。
- 契約のとりまとめ・管理の主体は、地銀の関連企業、代理店などが想定されるのではないかと？商工会議所等がFAQを活用して加盟店からの問い合わせ対応(一次対応)などすることで低コストな契約管理が実現できないか？
- 加盟店審査の方法。
- 既に特定の決済事業者の加盟店である場合の扱い(手数料等の上書き、(3年間無料等の場合は)無料期間の延長)。
- 実証終了後は契約自動更新。

(その他)

- 地域主体の加盟店開拓モデルを他地域に展開。

1-2. QRコード決済の実証(スケジュール(想定))

<30年9月～12月>

- 本WGにおいて実証の内容を検討
- 政府予算案の決定

<31年2月～3月>

- 総務省において実証主体の公募、決定、契約
(自治体や決済事業者と調整済みであることが条件)

<31年4月～7月>

- 実証主体において実施地域、参加決済事業者、参加小売事業者を決定、契約
(小売事業者については県・商工会議所等がとりまとめ)
- 決済事業者において標準仕様を実装するためのシステム改修
- POS設置小売事業者においてはPOSの改修
- 実証で使用する、店舗側の統一アプリの開発
- 希望する小売事業者へのタブレットの貸与

<31年8月～32年1月>

- 実証期間

<32年2月～3月>

- 実証結果のとりまとめ

例えば、GW明けに※※県 CL宣言
周知広報等をスタート

実証機関